

新型コロナウイルス感染症を理由とする施設利用 キャンセル時の利用料等の今後の取扱いについて

令和 2 年 12 月 1 日

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、感染症拡大防止を理由とした当施設等の利用のキャンセルについては、政府の段階的活動レベルの引き上げに則した対応を行う為、令和 2 年 7 月 1 日(水)以降の利用申し込みに係るキャンセル料の取り扱いを以下のとおりとします。

～ これまでの対応 ～

- (1) 令和 2 年 7 月 1 日(水)以降に申込みをし、キャンセルされた場合は、既定のキャンセル料が発生します。
- (2) 令和 2 年 6 月 30 日(火)以前に申込みをし、キャンセルされた場合は、支払済み施設利用料(キャンセル料)の全額を返還します。

基本的考え方

令和 2 年 7 月 1 日(水)以降の利用申し込みに係るキャンセル料は、原則として施設ごとに定める条例・規則等に基づき徴収します。ただし、次に該当する場合のみ返還を行います。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関する国・滋賀県・竜王町などからの外出の自粛、イベントの開催制限施設の利用制限等の指針や要請に基づき利用を中止する場合

対象期間

令和 2 年 12 月 1 日(火)から当面の間

※今後、感染拡大の兆候やクラスターの発生が見られた場合には改めて判断を行います。

対象施設

公益財団法人 竜王町地域振興事業団 全施設